

と っ て も よ く わ か る

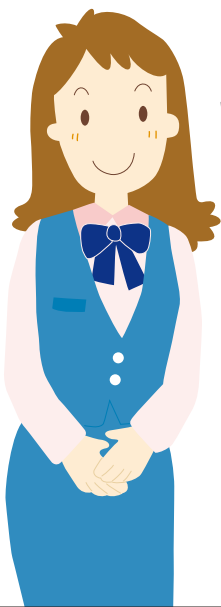
特定 口座

の ご 案 内

香川銀行の特定口座についてお知らせいたします。

「特定口座」で
株式投資信託を管理されますと、
確定申告の事務負担が軽減できます。

詳しくはこの冊子をお読みください。



1 特定口座の仕組み

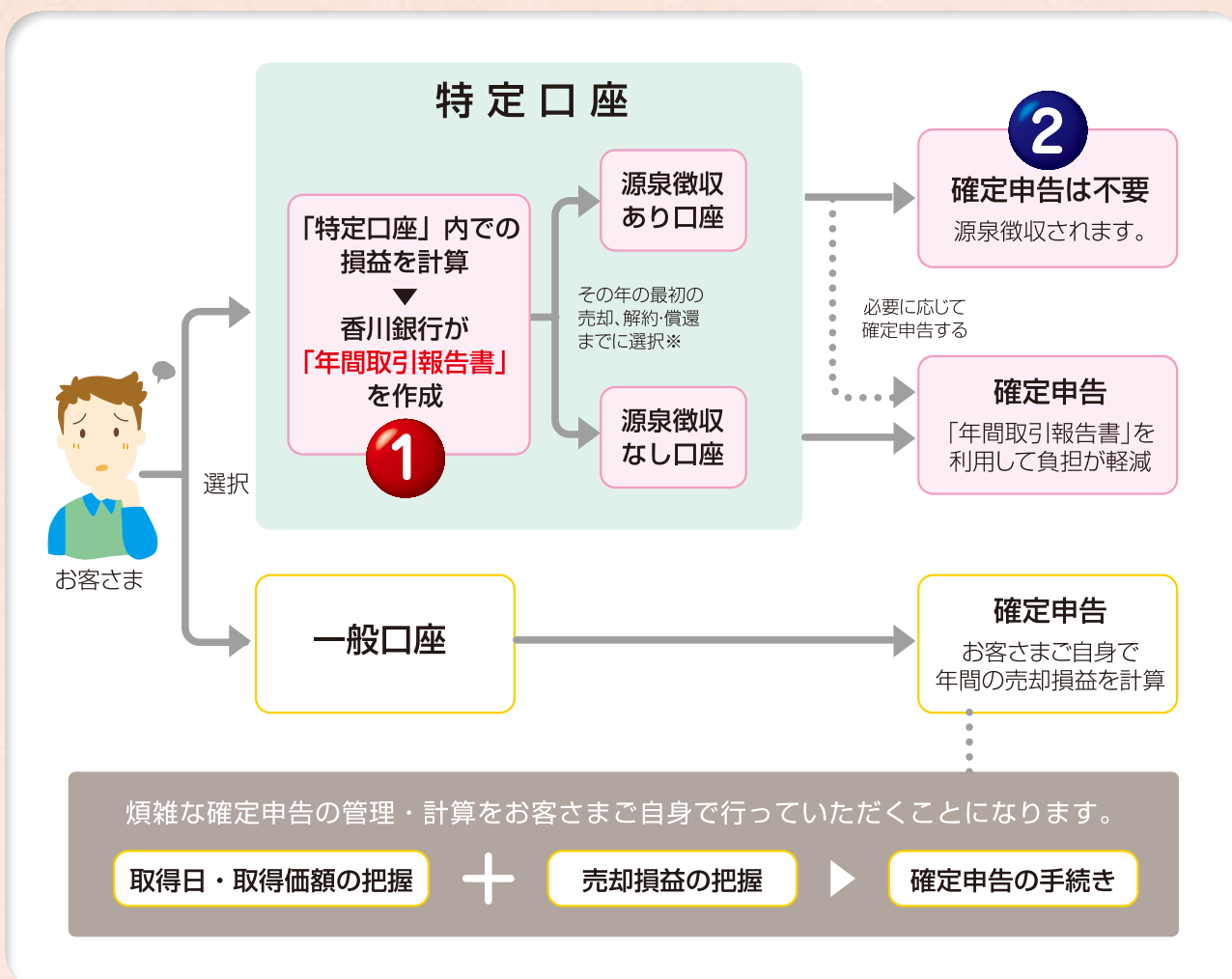
特定口座とは

平成15年以降、上場株式等の売却益に係る課税方法が申告分離課税に一本化されたことに伴い、原則確定申告が必要となりました。このためその場合における確定申告の事務負担を軽減するために導入されたのが「特定口座」です。

当行で取扱っている株式投資信託の場合では、売却時の譲渡損益等の計算において、確定申告の準備が簡便になることや、確定申告をされない場合は源泉徴収により納税を行うことができます。



特定口座のしくみ



1

取得価額の管理や損益の計算を、 お客さまに代って香川銀行が行います。

特定口座での年間の譲渡所得等を記載した「年間取引報告書」を原則、翌年の1月末までにお客さまにお届けいたしますので、これを利用して簡易な確定申告が可能となります。

「年間取引報告書」

2

「源泉徴収あり口座」を選択すると、 特定口座内での売却、解約・償還に関して 確定申告が不要となります。

売却取引等の都度、年初から通算した損益を計算し、源泉徴収を行います。損失が出た場合は、超過徴収となった額を特定口座に還付します。

※源泉徴収あり・なしの選択は、その年の最初の売却、解約・償還までに行う必要があります。なお、一度売却された場合は、翌年まで変更ができません。

源泉徴収のしくみ



売却取引の都度、年初から通算した損益を計算し、源泉徴収を行います。損失が出た場合は、超過徴収となった額を特定口座に還付します。

年間通算の損益に基づいて1年に1回、香川銀行が税金を納めます。

2

特定口座と証券税制との関係

株式投資信託に係る税制

(分配金)…………… 配当所得として課税されます。適用される税率については、後述の「特定口座における源泉徴収税率について」をご参照ください。

[買取請求による換金]

(売却益)…………… 譲渡所得として申告分離課税となり、確定申告が必要となります。

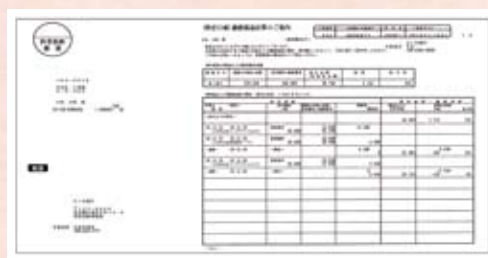
[解約請求・償還による換金]

(解約益・償還差益)…………… 平成20年までは配当所得とされていましたが、平成21年以降は譲渡所得として扱われます。

特定口座における源泉徴収税率について

支払時期	平成15年~20年	平成21年~23年	平成24年~
所得税率	7%	7%	15%
住民税率	3%	3%	5%
合計	10%	10%	20%

平成21年度税制改正により、平成21年から平成23年まで上場株式等の譲渡所得等の10%の軽減税率が延長されました。



譲渡取引が発生した場合、その翌月に香川銀行からお客さまに「(特定口座)譲渡損益計算のご案内」をお送りします。

3 特定口座のメリット

損益通算の特例

[譲渡損失と配当所得の損益通算]

平成21年以降は、確定申告で申告分離課税を選択することにより、上場株式等の譲渡損失（譲渡損失の3年間の繰越控除による繰越分を含む）と、上場株式等の配当金および公募株式投資信託の分配金との損益通算が可能となります。

[特定口座内での損益通算]

平成22年以降は、特定口座の「源泉徴収あり口座」にて受入れた公募株式投資信託の分配金と、特定口座における譲渡損失との損益通算が可能となります。ただし、分配金を特定口座の「源泉徴収あり口座」に受入れるためには、別途お手続きが必要です。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年～
確定申告での損益通算	×	○	○	○
特定口座内での損益通算	×	×	○（注）	○

（注）平成22年以降に支払われる上場株式等の配当金や公募株式投資信託の分配金等について適用されます。

確定申告を行う場合、譲渡所得および配当所得が合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除や公的保険料負担等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

	特 定 口 座	
	「源泉徴収あり口座」	「源泉徴収なし口座」
譲渡損失の3年間繰越控除	○ 確定申告により適用可能	○ 確定申告により適用可能
当行特定口座以外の損益との通算	○ 確定申告により可能 (通算の結果、超過徴収となった税額が還付されます)	○ 確定申告時に通算
上場株式等の譲渡所得が配偶者控除等に与える影響	なし (確定申告を行うと「源泉徴収なし口座」と同じ扱いになります)	あり

☆上場株式等および株式投資信託の売却、解約・償還のうち、譲渡所得に区分されるものは損益通算が可能です。なお、平成21年以降、公募株式投資信託の解約益・償還差益の所得区分が、配当所得から譲渡所得に変更となります。

☆確定申告を行う場合、譲渡所得および配当所得が合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除や公的保険料負担等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

4 特定口座をご利用いただくには

まず特定口座を開設していただきます

本人確認資料をご用意のうえ、以下の書類にご記入、ご捺印いただきます。

必要な書類等	当行で投資信託のお取引がないお客さま	当行で投資信託のお取引があるお客さま
投資信託総合取引申込書	必要	不要
特定口座開設届出書	必要	
本人確認資料 ◎ 住民票の写し ◎ 運転免許証 ◎ 健康保険証 など	必要 (注)この本人確認資料は、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項の規定に基づき、特定口座開設における税法上の確認を受けていただくために必要なものです。なお、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、有効期限の定めのないものについては発行後6ヶ月以内のものをご用意ください。	
お届出印	投資信託総合取引申込書にご指定いただく普通預金口座と同じご印鑑が、お届出印となります。	

お取扱窓口について

- ・ お客さまが投資信託でお取引中の当行本支店・出張所にて受付いたします。なお、お取引店以外では受付できません。
- ・ 複数の当行本支店・出張所にて投資信託のお取引がある場合には、ひとつのお取引店舗に移管された後でなければ受付できません。



一般口座で投資信託を お持ちのお客さま

当行で投資信託を購入され、現在一般口座で保有されている投資信託があるお客さまにおかれましては、平成21年6月以降は法令により、その一般口座の残高を特定口座へ移すことはできません。

このため、平成21年6月以降に投資信託を売却された場合は、売却益についてお客さまご自身で確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告を行う場合、譲渡所得および配当所得が合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除や公的保険料負担等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

特定口座に関する注意点

- 特定口座の開設は、1金融機関1口座のみとなります。
- 特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ国内に居住されている方のみとなります。
- 特定口座の開設または廃止の手続きは、お客さまの投資信託のお取引店でのみ受付いたします。
- 特定口座を開設される前に行われたご売却につきましては、特定口座としての譲渡損益計算や税額計算の対象外となりますので、年間取引報告書には記載されません。
- 特定口座での譲渡損益計算や税額計算の基準日は、受渡日となります。したがって、対象となるお取引は、年初第1営業日が受渡日となるお取引から、年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。(お申込日や約定日ではありません)
- 当行の特定口座でお取り扱いするのは、国内公募株式投資信託のみです。
- 他の金融機関の特定口座からの移管および他の金融機関の特定口座への移管はお取り扱いできません。
- 源泉徴収なし口座での譲渡取引については、年間取引報告書が税務署に提出されます。
- 確定申告を行う場合、譲渡所得および配当所得が合計所得金額に含まれることとなりますので、配偶者控除や公的保険料負担等に影響を及ぼす場合があります。詳しくは税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

* 当資料は、平成21年5月末現在の税法その他関係法令等に基づき作成したものです。今後法令等が改正された場合には、記載している内容が変更となることがあります。



商号：株式会社香川銀行
登録金融機関
四国財務局長(登金)第7号
加入協会：日本証券業協会